すべてのビザ保有者向けの情報

オーストラリア国内に滞在中のビザ保有者

オーストラリアからの出国

自国への帰国が認められている場合

COVID-19 に関連したオーストラリア国外への渡航にまつわる規制は、普段オーストラリア以外の国に居住している方には適用されません。該当する方は、安全かつ可能であれば、自国／居住国への帰国を認められています。

自国への帰国が不可能な場合

現在のビザが失効する前に、新しいビザの申請をしてください。

オーストラリアでの滞在を続ける

現在のビザが失効する前に、新しいビザの申請をしなければなりません。ビザ申請についての決定が下されるまで合法に滞在できるように、ブリッジングビザが発給される場合があります。

滞在延長不可のビザ条件（8503、8534、8535 を含む）

このビザ条件は、当該ビザの保有者が一度オーストラリアを出国するまでは、他のほとんどのビザの申請をできないことを意味しています。現在のビザの有効期限が残り 2 ヵ月未満であれば、このビザ条件を無効にする申請をすることができます。条件を無効にする申請をされた方には、当省から申請の審査結果をお知らせします。申請が認められた方は、新しいビザの申請をすることができます。

ビザ条件 8558（非居住者は任意の 18 ヵ月の期間のうち、12 ヵ月より長く滞在することはできない）

このビザ条件が該当する方は、ご自身の新たなニーズに相応しい新しいビザを申請しなければなりません。ビザにどのような選択肢があるのか調べてみましょう。

既にビザが失効している場合、直ちに BVE（Bridging E Visa：ブリッジング E ビザ）を申請して、合法に滞在できるようにしなければなりません。BVE は、あなたが出国準備をする間もしくは移住関連の問題を解決するまでの間、合法に滞在できるようにするものです。

ビザ条件の順守について

窓口が閉鎖されているために追加情報（健康診断書や警察からの無犯罪証明書、個人識別情報、英語テスト結果）を提出できない方

該当する方には、健康診断等を受けて必要な情報を提供できるよう、追加の時間が与えられます。

現在のビザが失効する前にオーストラリアに再入国することができないが、再入国を希望する方

該当する方は、渡航規制が解除された後に新しいビザを申請しなければなりません。

オーストラリアでの就学要件や、卒業生向け一時滞在ビザ保有者を対象とした地方移住施策の滞在期間要件を満たすことができない方

当省はこの問題について、個々の案件毎に一部免除等の対応を検討しています。

ブリッジングビザ保有者

現在のブリッジングビザが失効してしまい、その時点でオーストラリア国外にいる方は、別のビザの申請をする必要があります。ブリッジングビザはオーストラリア国外にいる方には発給されません。

ビザ申請の審査について

ビザ申請者は、ビザ申請手続きに関する一部のサービスが COVID-19 による影響を受ける可能性があることにご注意ください。

当省は、特定ビザの保有者による VEVO システムへのアクセスに問題が発生していることを把握しております。VEVO にアクセスして自身のビザの状況や条件を確認することができない場合でも、ご自身の Immi アカウントを使用してオンラインでビザ発給通知書やビザ条件にアクセスすることができます。

ビザ関連の健康診断予約について

当省サービス利用者は、COVID-19 の影響でオーストラリア国内・国外両方のビザ関連の医療サービスに障害が発生していることにご注意ください。

当省のビザ審査担当職員も、障害が発生していることは把握しており、ビザ申請の審査にあたっては、諸手続きに通常よりも長く時間が掛かっていることを考慮いたします。

ビザ関連の健康診断の予約が延期されても、当省にご連絡いただく必要はありません。

これからビザを申請する方や、まだ渡航向け健康診断を受けるよう要請されていない方は、現時点ではオーストラリア国内にあるビザ向け健康診断サービス・クリニックや海外の指定クリニックにご連絡いただく必要はありません。

オーストラリア国内にいる方

Bupa ビザ向け健康診断サービスや、その他のビザ向け健康診断サービス・クリニックは引き続き営業していますが、各ビザ向け健康診断サービスでは、保健省からの COVID-19 に関連する要請により、サービス規模を縮小しています。

縮小策には社会的距離の確保などが含まれており、こうした対策は 3 月 19 日以降、すべての既存の予約診療に適用されていきます。この対応により、多くのクリニックで予約対応件数が縮小される可能性があります。

当省は一部の予約をキャンセルしたうえで、返金いたします。なお、予約システムが新規の健康診断希望者からの予約受け付けを開始するのは、上記の措置により予約がキャンセルとなるすべての申請者に当省から連絡し、空いている日時・場所への予約変更に対応した後からとなります。

これらの対応は暫定的なものであり、保健省からの通知に基づいて定期的に見直されます。

この対応は、オーストラリア政府の提言に沿うかたちで、クリニックにいらっしゃるビザ申請者の皆さんと、クリニック職員の健康と安全の保護を徹底するためのものです。

オーストラリア国外にいる方

海外におけるサービスでも障害が発生しています。一部のクリニックは、今後数ヵ月の業務を一時的に停止もしくは縮小しています。

多くの指定クリニックが、各国における COVID-19 への対策および当該国政府の指示に従い、追加のリスク管理措置を導入しています。

永住ビザ保有者について

オーストラリアの永住者はオーストラリアに再入国することができますが、到着港・到着空港の所在地にある指定施設（例：ホテル）での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。この措置の対象には、国外にいて永住ビザを発給されたものの、これから当該永住ビザで入国する方も含まれています。

ビザの取り消しについて

今回の暫定的な渡航規制に伴いビザが取り消された方には、当省から書面で通知いたします。この通知には、当該のビザ取り消し措置を無効とすることを請求する方法についての情報も含まれています。